

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

湖東 3 町は五城目町、八郎潟町、井川町の三町で構成される地域である。

【五城目町】

五城目町は、東経 140 度 02 分 49 秒から 140 度 18 分 35 秒、北緯 39 度 49 分 28 秒から 40 度 00 分 37 秒にまたがり、秋田県の中央部、南秋田郡の東部に位置し、北は山本郡三種町、東は北秋田郡上小阿仁村、南は井川町と秋田市、西は八郎潟町に隣接しており、本町の総面積は 214.92 k m² (21,494ha) で、東西の長さ 22 k m、南北 19 k m、県都秋田市まで 30 k m と比較的近距离にあり、その経済圏内にある。

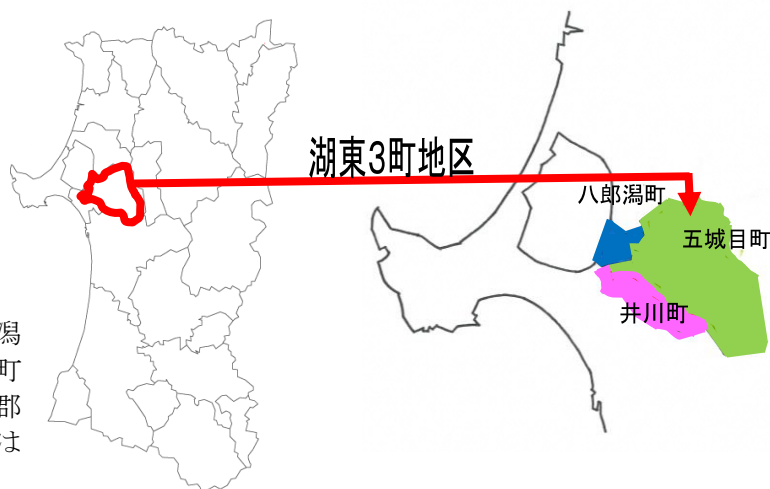
また、木材工業都市の能代市まで約 35 k m、観光地男鹿市まで約 38 k m の距離にある。

【八郎潟町】

八郎潟町は、東経140度04分36秒、北緯39度56分48秒（地点：八郎潟町役場）にあり、秋田県の県都秋田市の北に位置している。東西6.34 k m 南北5.92 k m、面積は17.00 k m²で県内で一番小さな町である。

東は五城目町、西は八郎湖承水路を隔てて干拓事業により誕生した大潟村、南は馬場目川をはさんで五城目町大川と、北は高岳山系の稜線で山本郡三種町と接しており、町のほとんどは開けた平野である。

また、大きな河川はなく五城目町との境界に 2 級河川の馬場目川が流れている。



【井川町】

井川町は秋田県のほぼ中央にあり、東西 14 k m 南北 4 k m と細長く総面積は 47.95 k m² である。町の中心部は東経 140 度 5 分 4 秒、北緯 39 度 54 分 43 秒に位置し、県都秋田市へは約 25 Km の近距离にある。隣接行政区との関係では、北は五城目町、南は潟上市（旧飯田川町・昭和町）と境し、東南の一部は秋田市、西は八郎湖に面している。

②湖東 3 町商工会が受け持つ行政区

本会は平成 17 年 4 月に五城目町、八郎潟町、井川町の三行政に先駆け合併し、設立したが、三町で構成する法定合併協議会が廃止となったことで、五城目町、八郎潟町、井川町の複数の行政区を範囲とした総合経済団体として五城目町、八郎潟町、井川町を管轄している。

現在は本所を五城目事務所内に置き、その他に八郎潟事務所、井川事務所を設置することで、各行政区に対応した事務所が小規模事業者への支援業務等を担当している。

③地域の災害リスク

■五城目町

(洪水)

五城目町を東西に貫く馬場目川が標高 1,037m の馬場目岳に源を発し、市街地で富津内川・内川と合流し、合計路 77.5km にわたってゆるやかに流れ下流農地の基幹かんがい用水となって八郎潟干拓調整池に注いでいる。馬場目川水系の年間降水量は 1,600 mm 程度であり、秋田県の中では比較的降水量の少ない地域である。地域的にみると、馬場目川本川上流地域では 2,000 mm 程度で多雨であり、中流地域では度々、大雨、洪水等による災害も発生している。現在町では、令和 2 年 7 月 10 日に県より示された、想定最大規模降雨に対応した新しい馬場目川の浸水想定区域について、ハザードマップを作成中であり、これに対応した災害対応が必要になっている。

□想定される大雨の頻度と雨量

河川名	想定した 48 時間雨量	想定した大雨の頻度
馬場目川	457 mm	1000 年に 1 回程度

□浸水想定区域等

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
馬場目川	馬場目川流域全域	3m 以上 5m 未満

洪水による浸水区域は、町中心部にもおよぶため、浸水被害が発生する事業者が多く発生すると想定される。

(土砂・雪害・風害)

当町のハザードマップによると、山間部では土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害が発生する恐れがあるエリアがあるが、事業所の立地はなく管内小規模事業者への被害はないと想定される。

また、雪害については過去において豪雪により家屋への被害等や道路除雪も追いつかず交通機能は完全に麻痺し、町民の生活に多大な影響を及ぼした。このことから 100 cm を超える積雪により地区内の小規模事業者の一部が被害を受けることが想定される。(平成 18 年豪雪被害 家屋等 30 件、公共施設 14 件、農業生産施設等 25 棟、油漏れ事故 7 件)

風害については平成 3 年 9 月 28 日の台風 19 号の通過により、住家、非住家合わせて 611 棟余りに被害が出たことから、(全世帯の約 15%) 被害が想定される小規模事業者は約 50 社と推定される。

(地震)

五城目町地域防災計画では想定する地震として、県が調査した、27 パターンの地震を想定し、天長 7 年(西暦 830 年)に本町を含んだ直下で発生したと思われる天長地震(M=7.2)、の現代生活の冬 2 時に発生することを想定した被害想定としている。また、五城目町での最大震度は 6(強)を想定し以下の被害を想定している。

□五城目町の被害想定

項 目	被害想定等
1. マグニチュード	7.2
2. 最大震度	6 強
3. 地盤の液状化	起こる可能性が高い 沈下量 0.1~0.3m 未満
4. 斜面の崩壊危険度	危険度が高い
5. 宅地造成地の崩壊危険度	倒壊する家屋がでる可能性がある

項 目	被害想定等
6. 津波	なし
7. 建物被害予測	全壊 2 0 6 9 棟 半壊 2 0 8 9 棟
8. 火災被害予想	炎上出火件数 4 件 焼失棟数 1 7 4 棟
9. 人的被害の予測	死者 1 0 7 人 負傷者 5 1 4 人 (うち重傷者 1 1 9 人)
10. 橋梁被害予測	中小被害 (一部亀裂・コンクリートの剥離) 程度、 崩壊・倒壊はなし
11. 道路 (道路幅 13m未満) 閉塞被害予測	全道路延長約 2 6 0 km の内約 2 0 % の 5 0 km が 閉塞する
12. 津波により浸水する道路被害	なし
13. 鉄道・空港被害	考えていない
14. 上水道被害	被害箇所 1 8 0 箇所 断水人口 6 5 8 4 人
15. 下水道被害	被害延長 6, 4 9 8 m (約 1 1 %) 支障人口 6 8 1 人
16. 都市ガス被害	なし
17. L P ガス被害	供給支障人口 9 3 7 人 (約 9 %)
18. 電力被害	停電世帯数 3, 7 5 3 世帯 (約 8 3 %)
19. 通信 (固定電話・インターネット) の被害	不通回線数 5 3 4 回線
20. 通信 (携帯電話) の被害	不通率 A (=非常につながりにくい=停電率、不通回線率の少なくとも一方が 5 0 % を超える状況)

□ その他の被害

項 目	被害想定等
①ブロック塀の倒壊 (箇所)	本町分は不明
②屋外落下物の予測 (棟数)	本町分は不明
③河川堤防の被害 (被害延長)	ほぼ無しと考える。
④ダム・ため池の被害 (箇所数)	◆耐震ランク a : 破壊による災害発生の危険性が高い 4 箇所程度 ◆耐震ランク b : 破壊による災害発生の危険性がやや高い 6 箇所程度 ◆耐震ランク c : 破壊による災害発生の危険性が低い 1 5 箇所程度
⑤重要施設の使用性について	全て使用性ランク C (=使用可能である) である。
⑥危険性を取り扱う施設の被害	なし
⑦災害時要援護者の被害予測	災害時要援護者の死者 6 名

項 目	被害想定等
⑧孤立集落の発生	2集落（杉沢・合地）
⑨エレベーター閉じ込め	エレベーターの震度に応じた不動作率22%（震度6強）と、町内設置台数より、ほぼ無しと考える。
⑩震災廃棄物の発生	廃棄物量 280,873 t
⑪生活機能等支障 （避難者数）	発生 1日後4262人 4日後4466人 1ヶ月後3588人
⑫物資不足量の予測	発生後4日が最大で1日当たり以下の量が必要 ◆食糧需要量 16,076食分 ◆粉ミルク 5910g ◆飲料水需要量 20トン
⑬医療機能支障	県内8つに分けた医療圏を超えた広域の対応が必要。
⑭住機能支障	必要となる応急仮設住宅数1038棟
⑮清掃・衛生機能支障	必要となる 仮設トイレ数50基 避難所のゴミ発生量1日あたり約3t
⑯近隣原子力施設が被災した場合の景況	想定が難しいが、全ての原子力関係施設からは100km以上離れているので、特に問題としない。

⑯その他の機能支障

◆ライフライン（特に電力）が長期停止した場合、在宅医療を受けている人や在宅慢性透析患者は、生命維持が困難になるおそれがある。

◆役場庁舎が大きな被害をうけた場合には機能不全に陥り、住民安否確認が不可能、自治体としての意思決定が不可能、救援物資確保、避難所への搬送に必要な情報集約、集落に取り残された住民の救援要請等が不可能。

◆道路や港湾等の被災による輸送道路の途絶等の支障や、製油所・油層所の被災によりガソリン等の燃料不足により、県や市町村に物資が集まっても、各避難所に物資が届けられない可能性がある。

◆広範囲に被災して避難所が多くなると、避難所のスペースや応急仮設住宅が不足する。また、避難所生活が長期化すると、食事、着替え、入浴、トイレ、その他プライバシーに関わる事項について、ストレスが多くなる。

□五城目町の復旧日数の想定

項 目	復旧日数
①上水道	復旧日数 20 日
②下水道	復旧日数 26 日
③LPガス	復旧日数 5 日
④電力	復旧日数 7 日
⑤通信	復旧日数 7 日

□津波の被害について

従来、本町陸地への到達はなかったが、「津波防災地域づくりに関する法律（略称：津波法）」による再検証の結果、平成28年3月に大川地区飛地（通称：地先）の0.7km²が津波浸水想定区域（最大1.0～2.0m）に指定されている。現場はすべて農地で、人家はないものの農地・道路については被害が発生する想定がある。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■八郎潟町

（洪水）

当町は、東北部に森山が沖積低地からそびえ立ち、森山と高岳山の北麓と北部の水成岩丘陵との間に生じた小溪谷が数条の流れを集めて浸食谷を形成している。

大きな河川はなく五城目町との境界に2級河川の馬場目川、延長47.5kmが流れている。

過去には、昭和47年7月7日から9日にかけて大雨となり、馬場目川の警戒水位1.82mに対して、3.1mに達し、総雨量127.5mmを記録するなど、各地で100mmを超える雨量となった。

このため床下浸水44棟、田畑流失・冠水71ha等の被害がでた。

□大雨特別警報基準（雨に関する八郎潟町の50年に一度の値）

（出典：八郎潟町地域防災計画）

市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
八 郎 潟 町	平坦地：R3=70、平坦地以外：R1=50	116

□洪水注意報基準

（出典：八郎潟町地域防災計画）

市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
八 郎 潟 町	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	馬場目川流域=14、八郎湖・船越水道流域=14	—

□浸水したときに想定される水深（出典：八郎潟町ハザードマップ）

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
馬場目川	上昼寝	0.5m以上1m未満
	一日市の一部	0.5m未満

洪水による浸水被害が発生した場合、田畑の流失の被害がほとんどであるが、浸水が想定される一日市の一部や、上昼寝の地域には商工会八郎潟事務所や小規模事業者が点在している。

馬場目川の浸水想定区域については、次年度に向け、ハザードマップを作成中であり、これに

対応した災害対応が必要になっている。

(土砂災害)

平成 23 年 2 月現在、本町の急傾斜地崩壊危険区域として指定された箇所は 8 箇所、地すべり危険区域 5 箇所となっている。地震時に斜面崩落のおそれがある。

ハザードマップから市街地における土砂災害は想定されていないことから、小規模事業者への被害は少ないと想定される。

(地震)

当町の地震による災害は直下型地震によるのが顕著である。日本海側沿岸海域を震源とする地震や太平洋側海域を震源とする地震での被害は少ない。

また、日本海中部地震（昭和 58 年度）では、住家一部の破損及び液状化現象による被害が発生した。

また、当町ではマグニチュード 7.0 から 7.5 と最大震度は 6 強とする地震を想定している。

地震被害想定結果として八郎潟町では、約 900 棟の建物が全壊し、死者数が 48 人、負傷者数が 268 人に達するものとされた。

また、ライフライン（上水道断水人口）被害については、約 4,700 人と全人口の 7 割以上で避難者は 2,675 人と想定される。建物・人的・ライフライン被害、避難者数の想定結果は、下記表のとおりとなっている。

市町村名	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道 断水人口	電力停電 世帯数	4 日後
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	人
八郎潟町	6 強	918	1,285	2	48	268	4,703	2,350	2,675

(その他)

当町の場合、地理的、気象条件のほか、数年に一度、豪雨、豪雪、台風、洪水等の災害に見舞われていることから、今後も災害救助法を適用するに至らないまでも、これに準ずる程度の大被害は十分に予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■井川町

(洪水)

町の中央部を流れる井川は、源を出羽丘陵に発して本町の平坦部を東から西に貫流し途中町内の小河川を集合しながら町域を南北に二分して八郎潟残存湖に注ぎ、流域に平坦で肥沃な耕地を展開している。

地形は、八郎湖周辺の低地と丘陵地域（標高ほぼ 200m 以下）、山地（標高ほぼ 200m 以上）に分けられ、八郎湖周辺低地から東方内陸部に向かうにしたがい順次高度を増し、平地及び緩傾斜地が 80% を占めている。

過去には平成 5 年 8 月 22 日、大雨による井川（寺沢地区）の洪水、近年では、平成 25 年 9 月 16 日の台風 18 号による寺沢・街道地区町内各地で水害により、床上浸水 3 棟、床下浸水 7 棟、道路被害 11 箇所、河川被害 10 箇所と 93,508 千円の被害総額となった。

□大雨・洪水警報基準（出典：井川町地域防災計画）

	雨 量 基 準
井 川 町	平坦地：1 時間雨量 50mm 平坦地以外：1 時間雨量 60mm

洪水による洪水被害が推定される地区は井川町災害ハザードマップによると、小今戸、新屋敷、田中、街道の一部が 0m から 0.5m 未満と想定され、商工会井川事務所や、小規模事業者が点在することから、少なからず被害が出るのが想定される。

赤沢、施田、寺沢地区の一部も同様の浸水が想定されているが、小規模事業者がいないことから大きな被害は想定されない。

（土砂災害）

急傾斜地崩壊危険箇所（区域）数は平成 26 年度現在、自然斜面 13 箇所、人口斜面 1 箇所があり、また、当町の土石流危険渓流は平成 26 年度現在、1 箇所が指定されているが、現在までに土石流による大きな災害は発生していない。

（地震）

当町に関する地震では、下記の 2 つのモデルを想定している。

□海域 A + B + C 連動モデル

学術的に秋田県沖の日本海に発生が予想されている地震に、専門的な知見を総合的に勘案して、秋田県が独自に影響が出る海洋型の地震モデルとして設定した。

震度 6 強以上は秋田市より北の沿岸部など平野部で広範囲に渡って分布する。

県域では震度 6 弱以上となり、井川町は、震度 6 強の推定となっている。

約 350 棟の建物が全壊し、死者が 15 人に達するものとされた。火災による焼失棟数はないが、液状化の範囲が広いことから、被害量は広範囲に渡り、日本海中部地震による被害を大きく上回る可能性が高い。

津波による被害は、船越の水門から井川に 0.3m ～ 1m 未満の遡上が想定される。

□天長地震モデル

歴史上 830 年に秋田県北部を震源とするマグニチュード 7.0 ～ 7.5 と推定されている地震の学術的な知見をもとに、秋田市に最大影響をもたらす地震として設定した。

震度 6 以上の地域は秋田市を中心にして、秋田平野の各市町村（当町含む。）に分布する。

県の南東部の一部を除き、震度 5 以上となり、井川町は震度 6 強の推定となっている。

こちらは約 880 棟の建物が全壊し、死者が 50 人以上に達するものとされた。

火災による焼失棟数も 2 棟あり、被害量は広範囲に渡り、日本海中部地震より被害を大きく上回る可能性が高い。特にライフライン施設等の被害が相当量発生するものと予想される。

□海域 A + B + C 連動モデルにおける人的・物的被害想定結果（出典：井川町地域防災計画より）

	木造		焼失 棟数	負傷者数		ライフライン被害		避難者数 4 日後
	全壊棟数	半壊棟数		死者数	重症	上水道断 水人口	電力停電 世帯数	
井川町	353	591	0	15	107	2, 479	1, 369	1, 411

□天長地震モデルにおける人的・物的被害想定結果（出典：井川町地域防災計画より）

	木造		焼失棟数	負傷者数		ライフライン被害		避難者数 4日後
	全壊棟数	半壊棟数		死者数	重症	上水道断水人口	電力停電世帯数	
井川町	879	966	2	51	242	3,566	1,932	2,284

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況（基幹システム：商工業者集計表）

■五城目町

・商工業者数 332事業所

建設業	製造業	商業	サービス業	その他
169名	86名	235名	190名	31名

※各業種とも町内に広く分散している。

■八郎潟町

・商工業者数 242事業所

建設業	製造業	商業	サービス業	その他
67名	56名	113名	82名	14名

※各業種とも町内に広く分散している。

■井川町

・商工業者数 137事業所

建設業	製造業	商業	サービス業	その他
48名	13名	35名	34名	7名

※各業種とも町内に広く分散している。

（3）これまでの取組

1）五城目町の取組

①五城目町地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、五城目町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、本町における災害等に関し、予防、応急及び復旧・復興等の対策を実施するために、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等が行なうべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域、町民及び滞在者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため策定している。

町及び防災関係機関並びに町民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えを、より一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に推進す

るための町民運動を展開して、防災力の向上を図るために取り組んでいる。

②五城目町総合防災訓練の実施

本訓練は、毎年行われており、「県民防災の日」に、住民が参加し訓練を実施している。

災害時の住民の避難所までの避難訓練、町職員・施設管理者・住民による避難所開設運営訓練など住民の皆様を主体にした訓練であり、避難所開設運営訓練、炊き出し訓練、災害ボランティアセンター開設運営訓練、緊急避難など訓練も行っている。

また、「防災行政無線」も訓練に使用され、避難開始の放送をしたほか、全町に対して「県民防災の日」などの広報を実施、日ごろの備えと防災意識の高揚について広く啓発している。

「防災行政無線」の各支局(全町に設置したコンクリート柱にスピーカーを設置したもの)では、子局ごとに周辺へ放送が可能な「拡声器機能」や、役場へ電話ができる「専用電話機能」についてもテストを行い、大規模災害に備えている。

③防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、五城目町ホームページにおいて防災コンテンツ内の各防災のテキストリンクにより、ワンストップで防災情報を得られる様に機能を持たせている。

なお、現在新しいハザードマップを作成中であり、令和3年4月に全戸配付を予定している。

④五城目町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本町では、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、「五城目町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成した。町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

2) 八郎潟町の取組

①八郎潟町地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく八郎潟町地域防災計画のうち、一般災害対策に係る総合的な計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、八郎潟町の地域における防災対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人名が失われなことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため策定している。

この計画は八郎潟町の現状に適合した具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、八郎潟町の災害活動は全てこの計画を基本として有機的に運営するための指針となっている。

②防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、八郎潟町ホームページ内において災害防災情報により、ワンストップで防災情報を得られる様に機能を持たせている。

③八郎潟町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第三十七条において準用する法第二十六条の規定に基づき、八郎潟町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としている。

3) 井川町の取組

①井川町地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく井川町地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編、資料編で構成）のうち、一般災害対策に係る総合的な計画である。

この計画は、井川町の地域における災害の未然防止、被害の軽減及び被害者の救護、並びに、災害復旧等の諸施策を効果的に推進するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が持つ全機能を有効に発揮して、井川町の地域における防災対策を実施することにより、町の地域並びに町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、人的被害や経済被害を軽減する様々な対策を組み合わせ、災害に備え、その対策を積極的かつ計画的に推進するために展開するための指針である。

②防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、井川町ホームページにおいて防災コンテンツ内の各防災のテキストリンクにより、ワンストップで防災情報を得られる様に機能を持たせている。

③井川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、井川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的としている。

4) 湖東 3 町商工会の取組

①事業者 B C P に関する施策等の周知及び計画策定支援

巡回指導等により国、県による B C P に関連する施策の周知を行いながら、計画の必要性を訴え、自然災害や感染症が発生した場合の事業継続について考える機会を与え、危機意識の醸成を図っている。

また、事業継続計画の必要性を感じた事業者に対しては、損保会社の支援ツールの提供や活用した B C P 策定支援についても行っている。

B C P 策定が難しい事業所については、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列で整理した行動計画である業種別タイムラインの策定を推進している。

② B C P 策定セミナーの開催

支援者側の B C P に関する知識及び、支援スキルの向上が必須であることから、支援者向けの B C P 策定セミナーを開催しているが、事業者向けの B C P 策定セミナーを開催するまでには至っていない。

このことから、関係機関や損保会社等が主催するセミナーに関して管内小規模事業者にも周知しながら将来的には自前開催を目指す。

③リスクの簡易診断の実施及び損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、賠償責任、業務災害など 6 つのリスクに備える 16 種の損害保険等について「リスクチェックシート」を用いて簡易診断を実施し、顕在化するリスクの掘り起しと提案を行い、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済（協）等と連携した普及・加入促進を行っている。

④感染症対策としての指導体制等の見直し

県産業政策課や県連の指示により、相談体制の見直しを図り、極力訪問を控え、電話や電子メール活用しながら対応している。

会議や研修については必要性を十分に考慮し、開催する場合はWEBシステムを活用したオンライン形式として実施している。

⑤災害用備蓄品

懐中電灯、LEDライト、ブルーシート、乾電池、非常用石油ストーブ、チャッカマン、石油、木炭、コンロ、工具類、ゴミ袋などを防災用品として準備している。

II 課題

三町における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次の通りである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

BCPの策定は、大地震などの自然災害、感染症のまん延、事故、突発的な経営環境の変化などの不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示し、被災時における早期の事業再開が期待されているが、小規模事業者にとって、BCP策定は策定に係る手間（人手不足）やスキル・ノウハウが無い、複雑で取り組むハードルが高い、策定の重要性や効果が不明といった理由で策定が進んでいないのが現状である。

小規模事業者のBCP策定に関する取組状況は、防災意識はある程度持っているが、被災経験も無く、危機管理意識が希薄であり、策定を支援する商工会の取組についても本格化していないのが実態である。

このことから、今後はBCPに対する普及・啓発活動を推進し、BCP策定意識の醸成を図っていく必要がある。

②策定支援者の支援ノウハウ習得に課題がある

商工会職員のBCP策定を支援するスキル・ノウハウ不足から、BCP策定を推進していくには、支援者向けのセミナーを積極的に受講するなどの他、専門家派遣制度の活用、損保会社との連携が必要である。

③策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとっては①の理由により、策定が進まないことから、簡易的フォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

④行政との連携体制が整っていない

現状では、それぞれの防災計画や湖東3町BCP計画に従い対策を行うこととなっているが、三町の連携・協力体制が具体化されていない。

⑤感染症対策の遅れ

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

河川氾濫や地震等の自然災害、火災等の事故、経済活動に大きな影響を与えている感染症の蔓延などの緊急事態の発生によるリスクに備え、予防、減災による早期復旧への対策について、三町、

湖東３町商工会は一つになって取り組むこととし、管内小規模事業者に対して経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として事業継続力強化のための次の取組を行う。

①管内小規模事業者へのＢＣＰ策定支援の強化

災害リスクや感染症等リスクを認識させ、他の支援メニューと抱き合わせながら動機付けを行い、「いつ起こるか分からない事態」に備えるための周知と、専門家や損保会社等との連携による個社への支援を実施することで、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

②被害の把握と報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と三町との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復旧支援を行うための連携体制の確立

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) **事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) **事業継続力強化支援事業の内容**

湖東3町商工会と、五城目町、八郎潟町、井川町（以下：三町）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

三町の地域防災計画や、五城目町新型インフルエンザ等対策行動計画、八郎潟町、井川町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①ハザードマップ等による周知

巡回経営指導時に、ハザードマップやBCP予備診断票（リスクチェックシート）を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②広報等による事業者の意識啓発活動

会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP等の策定支援

小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行うほか、BCP策定が困難な事業者に対してはタイムライン防災（事前対応計画）策定の支援を行う。

④事業継続に対する支援

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

⑤感染症に対する情報入手と周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

⑥感染症に対する拡大防止策の周知等

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

⑦新しい生活様式に対応した支援策等の提供

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 湖東3町商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

秋田県商工会連合会や、秋田県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保

険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

4) フォローアップ

三町の小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認するとともに、当会と三町で事業継続力強化に向けた状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会は三町が実施する総合防災訓練に参加し、訓練に合わせ、三町との情報伝達ルートの確認等を行う。

<2. 発生後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、当会においては、下記の手順で三町事業所の被害状況の把握に努め、三町本部等と情報の共有等に努め、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と三町で共有する。）

また、感染症については、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所内の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、三町の各町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

発災後、速やかに各職員が勤務場所に参集し、町内商工業者の被災状況の把握に努め、三町本部等に被害状況を報告し、三町本部等の指示に基づき応急対策の方針を進める。

但し、職員の目視により命の危険を感じる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等の対応を図り、参集可能な職員において大まかな被害状況の確認を行い、速やかに三町本部等との情報共有を図る。

被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	◆地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ◆地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ◆被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	◆地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ◆地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	◆目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と三町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回共有する
2週間以内	1日に2回共有する
1カ月以内	1日に1回共有する
1カ月超	2日に1回共有する

また、感染症に係る応急対応として、三町で取りまとめた新型インフルエンザ等対策行動計画や、新型インフルエンザ等対策本部による決定事項を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築し、二次被害を防止するため、被災地活動を行うことについて決める。

当会と三町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

当会と三町が共有した情報を、秋田県の指定する方法にて当会又は三町より県へ報告する。

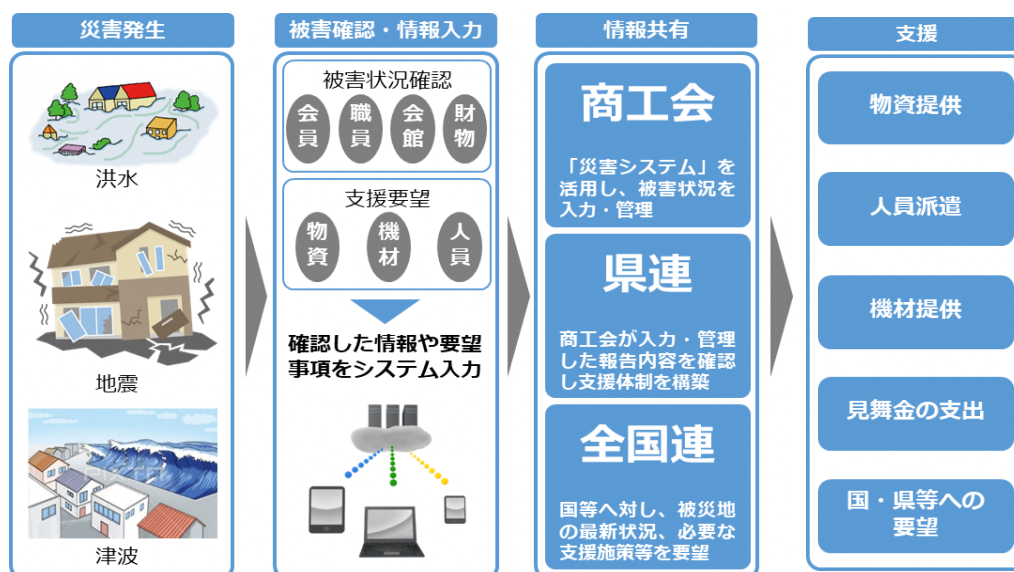
1) 指示命令系統・連絡体系図

①商工会災害システムに被害状況を入力することで、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な被災地支援を目指します。

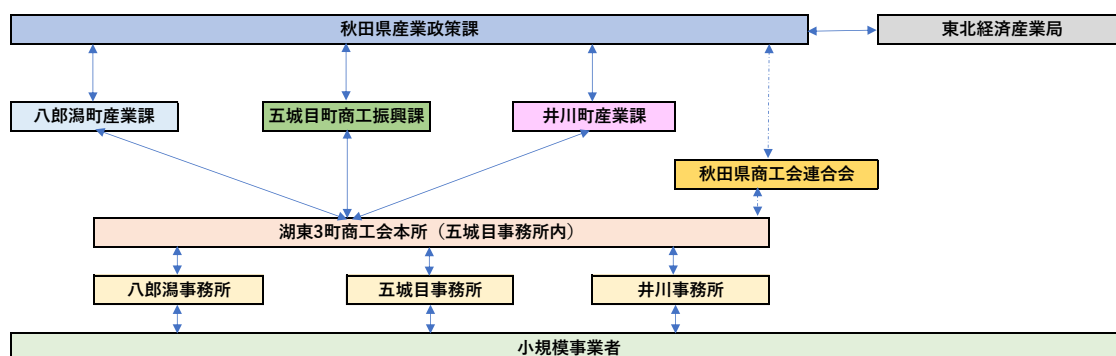
②自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令は以下の体制図のとおりである。

③感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と三町が共有した情報を秋田県の指定する方法にて、当会又は、三町の各町より秋田県へ報告する。

①商工会災害システムの活用方法



②指揮命令・連絡体制図



2) 二次災害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次災害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては三町の災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

商工会災害システムを活用し、被害にあっている事業者の人的、物的被害及び被害額について迅速に把握するように努める。※①商工会災害システムの活用方法参照

4) 共有した情報の県等への報告方法

当会と三町で共有した情報については、県の指定する方法により各町から県へ報告するものとする。また当会は県連合会へも報告することとする。

<4. 緊急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

①相談窓口の開設

当会は三町と協議のうえ、安全性が確認された場合において相談窓口を開設する。
また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

②地区内小規模事業者等の被害状況の確認について

発災時の時間経過とともに必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

■時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員、被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り等
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知について

緊急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、Facebook等により地区内小規模事業者等へ周知する。

④感染症発生の場合について

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地域内小規模事業者に対する復興支援>

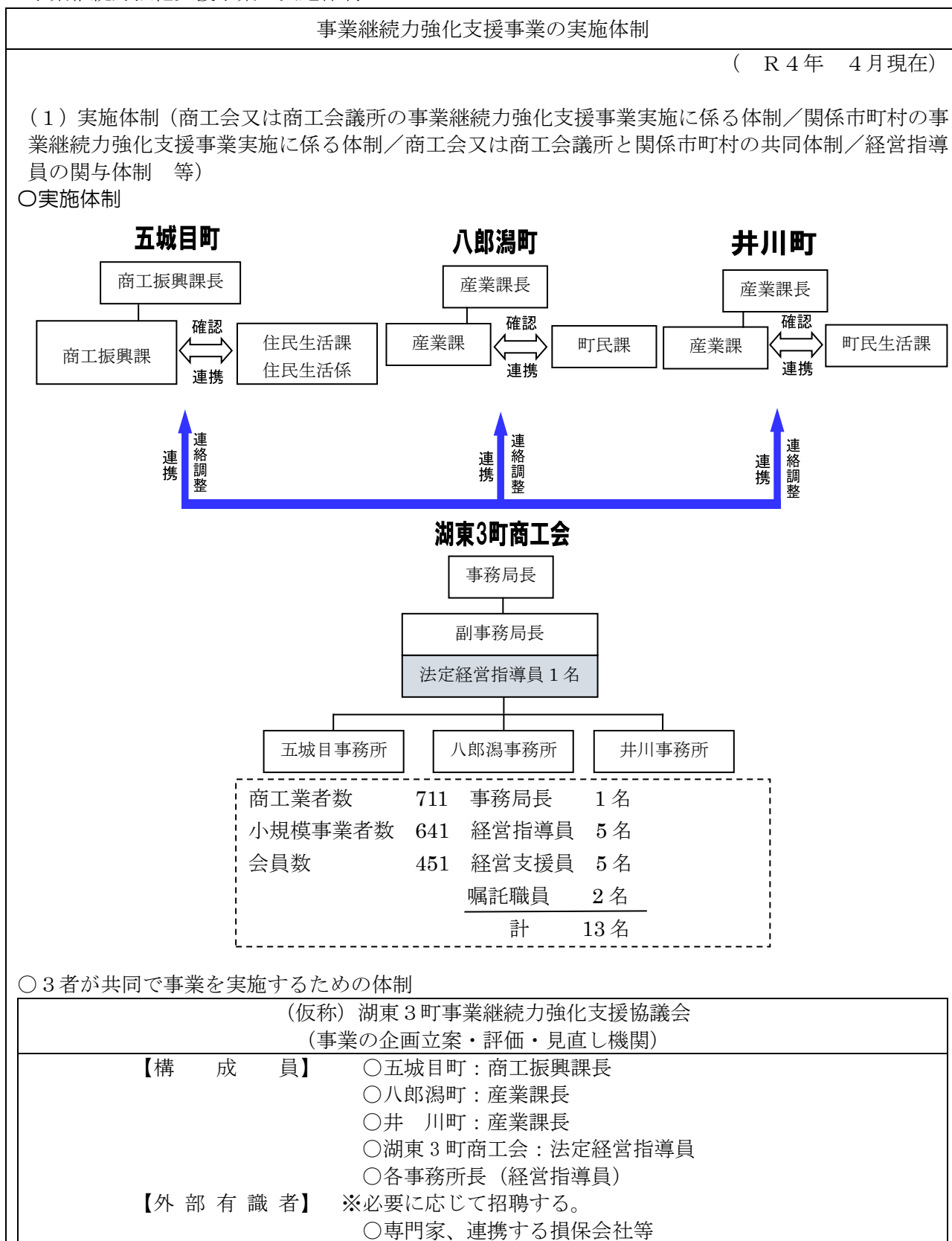
- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を行い県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(湖東3町商工会)

■氏名 澤石 百合子

■連絡先 TEL 018-852-3460

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとして、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期毎に進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、(仮称)湖東3町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

(湖東3町商工会)

本所(五城目事務所)

〒018-1725 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目3番地の1

TEL 018-852-3460 FAX 018-852-3495

E-mail kotou3@skr-akita.or.jp

八郎潟事務所

〒018-1622 秋田県南秋田郡八郎潟町一日市399番地4

TEL 018-875-2313 FAX 018-875-4055

井川事務所

〒018-1512 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地の1

TEL 018-874-2305 FAX 018-874-2364

②関係市町村

五城目町 商工振興課

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1

TEL 018-852-5222 FAX 018-852-5369

E-mail syoko@town.gojome.lg.jp

八郎潟町 産業課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL 018-875-5803 FAX 018-875-5950

E-mail sangyou@town.hachirogata.lg.jp

井川町 産業課

〒018-1596 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1

TEL 018-874-4418 FAX 018-874-2600

E-mail sangyou@town.akita-ikawa.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	770	650	650	650	650
1. セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料・広告料 ・通知代	120	120	120	120	120
2. 個社支援・専門家派遣 ・専門家謝金・旅費	130	130	130	130	130
3. 普及・啓発 ポスター・チラシ印刷費 ポケットマニュアル作成 業種別冊子作成	250	250	250	250	250
4. 感染症対策費 マスク、消毒液等備蓄	70	50	50	50	50
5. 防災対策費 非常用電源装置購入 電灯・電池他備蓄	200	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町・県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等